

第3回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会次第

開催日時 平成28年12月26日 10:00～12:00

開催場所 湖北広域行政事務センター
工場棟3階 研修室

1. 開会

2. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認

- ・建設用地の公募にかかわる応募地の公表状況【資料1】
- ・新施設建設候補地選定の流れ【資料2】

(2) 資格判定審査基準の決定【資料3】

- ・資格判定審査の方法と審査基準

(3) 相対評価審査基準の検討【資料4】

- ・相対評価検討の流れ
- ・相対評価の枠組み
- ・相対比較項目の選定

(4) その他

- ・次回委員会の開催日程について

3. 閉会

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職
1 号 委員	委 員 長	金谷 健	滋賀県立大学 環境科学部 教授
	副委員長	及川 清昭	立命館大学 理工学部 教授
1 号委員		鈴木 康夫	滋賀大学 経済学部 教授
		武田 信生	京都大学 名誉教授
		竹内 寛	おうみ法律事務所 代表弁護士
2 号委員		橋本 良弘	長浜市第2連合自治会 会長
		喜田 和男	米原市自治会連絡協議会 会長
		富永 国男	公募委員
		熊谷 定義	公募委員
3 号委員		青山 誠司	滋賀県湖北環境事務所 所長
		寺村 治彦	長浜市 市民生活部 部長
		山田 英喜	米原市 経済環境部 部長

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 役 職
八上 弥一郎	湖北広域行政事務センター 事務局長
辻井 直人	湖北広域行政事務センター 施設整備課 課長
樋口 智博	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主幹
岡 広巳	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主査
勝木 勇介	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主事

【湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ株式会社

第 2 回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の主な指摘事項

No.	指摘事項	回答	備考
新施設建設候補地選定の流れについて			
1	公募締め切り前でも、本委員会に応募状況の報告はあるのか。	応募後の取り下げも可能であることを考慮して、件数のみを報告する。ホームページにも件数を記載する。	
2	報告書には、応募地は実名で記載されるのか。記号で記載されるのか。	他事例もみながら、本委員会で議論していただくことを考えている。 他事例では、非選定となった応募地も含め、応募地の名前と点数を関連づけて報告書が公表されている事例が多かった。 なお、応募された地域名については、公募締め切り後、公表する方向で決定している。	資料 1-2 資料 1-3 参照
3	第 10 回に選定評価結果報告書作成とあるが、報告書のイメージを早い段階から作成したほうがよい。早めに報告書の骨子を提示していただきたい。	第 5 回に報告書（骨子案）を、第 6 回と第 8・9 回に報告書（案）を提示して検討していただくこととした。	資料 2 参照
資格判定審査について			
4	資格判定審査は極めて短時間で実施する必要がある、資格審査基準は機械的に判断できるものにしておかないといけない。	資格審査基準を見直した。	資料 3 参照
5	基準②について「2 年以内」とは、用地取得、搬入道路の建設、各種許認可手続き（土地利用規制の解除、埋蔵文化財の発掘等）等に要する期間も含まれるのか。	含まれない。その旨を基準に明記した。	資料 3 参照
6	基準②について、用地取得に時間がかかる可能性があるため、「平成 30 年度から」は「用地取得後」としたほうがいいのか。「2 年以内」とするとその根拠を示せといわれる可能性があり、「2 年以内の見込み」とするのが適当ではないか。	造成工事に必要な期間ということも示すため、「工事着工から 2 年以内を見込めること」とした。	資料 3 参照
7	基準②について、より基準を緩くしたほうがいいのか。	他事例を踏まえ、ほとんどの応募地は 2 年以内に造成工事を終われると考えており、「2 年以内」を基準とした。	スライド 資料参照

No.	指摘事項	回答	備考
資格判定審査について			
8	基準③について、河川保全区域を追加してはどうか。	河川法の規制区域（河川区域、河川保全区域）は、相対評価審査項目案の1つとした。	資料 4-1 参照
9	基準⑤について、「2.0km 以内」とは、応募地全域が 2.0km に含まれるのか、応募地の一部が含まれていればいいのか。	応募地の敷地境界まで 2.0km である。「敷地境界までの直線距離が 2.0km 以内」とした。	
10	基準⑤について、2.0km 以上でも、その他の条件は最適と評価される応募地があるかもしれない。そういう応募地を落としてしまうのはいかがなものか。	基準④の区域を概ね網羅しており、2.0km を基準とする。	スライド 資料参照
11	基準⑥について、軟弱地盤に加えて、災害リスクがある区域（活断層など）も基準としたらどうか。	「地形（土砂災害）」と「活断層」を、相対評価審査基準案の1つとした。	資料 4-1 参照
相対評価審査について			
12	I 組合の事例では、80 点分は評価基準に基づき客観的に点数づけして、20 点分は委員が総合的に評価する方法とした。	現地視察の結果等を評価に反映するため、委員による総合評価を加味したいと考えている。	資料 4-1 参照
13	隣接する自治会は反対する可能性が高いため、評価基準に隣接する自治会からの距離を追加してはどうか。	「隣接自治会との距離」を相対評価審査の評価指標案の1つとした。	資料 4-1 参照
14	自治会の合意状況（全員賛成なのか、賛成派が反対派をわずかに上回るのか）も評価されるようにしたほうが良いのではないか。	「地域の合意状況」を相対評価審査の評価指標案の1つとした。応募書類の総会議事録に賛成・反対の人数を記録して提出していただく予定である。	資料 4-1 参照
15	用地取得手続きを考えると、土地所有者に関する基準（人数等）も考慮したほうが良いのではないか。	「土地所有者数」を相対評価審査の評価指標案の1つとした。	資料 4-1 参照
16	基本方針で示されている評価項目が挙げられているが、斎場との関係等で今はふさわしくない評価基準もある。現状に合うように見直していただきたい。	事業の熟度、本委員会の検討状況、他事例等を踏まえて、評価項目・評価指標・評価基準を見直した。	資料 4-1 資料 4-2 参照

建設用地の公募に係る応募地の公表等について

	地方公共 団体名	施設概要	公募結果	選定評価結果報告書の記載内容				公表方法	備考
				1位の応募地区 ・選定された応募地区		2位以下の応募地区 ・非選定の応募地区			
				地区名	評価点	地区名	評価点		
1	A組合 (千葉県)	ごみ焼却施設 (156t/日) リサイクル施設	応募4件 ＋現在地1件	○	○	○	○	ホーム ページ	
2	B市など (新潟県)	ごみ焼却施設	応募3件	△	△	△	△	ホーム ページ	現在選定中の ため予定
3	C市 (長野県)	ごみ焼却施設 (80～130t/日)	応募3件	○	○	○	○	ホーム ページ	
4	D組合 (和歌山 県)	ごみ焼却施設 (65t/日) リサイクル施設	応募3件 ＋構成市 推薦3件	○	○	○	○	ホーム ページ	候補地決定後、 白紙撤回
5	E組合 (岡山県)	ごみ焼却施設 (128t/日) リサイクル施設 最終処分場	応募9件	—	—	—	—	ホーム ページ	地区名を すべて公表 (評価点は非公表)
6	F市 (熊本県)	ごみ焼却施設	応募2件 ＋委員会 抽出4件	○	○	○	○	ホーム ページ	
7	G組合 (大分県)	ごみ焼却施設 (115t/日) リサイクル施設	応募5件	○	○	○	○	議会	
8	H市 (滋賀県)	ごみ焼却施設 (76t/日) リサイクル施設	応募3件	—	—	—	—	ホーム ページ	地区名を すべて公表 (評価点は非公表)
9	I組合 (滋賀県)	ごみ焼却施設 (154t/日) リサイクル施設	応募5件	×	△	×	△	—	現在選定中の ため予定

答申書・報告書の目次構成の例

■ A 組合（千葉県）：答申書

はじめに

1. 本編

- (1) 最終答申書の概要
- (2) 候補地の抽出結果
- (3) 候補地の比較評価結果
- (4) 候補地の記述評価（建設候補地の検討における留意点）

おわりに

（会議等開催経過、周辺住民意見交換会の開催日程）

2. 資料編

- (1) 諮問書
- (2) 用地検討の概要
- (3) 候補地の募集要項
- (4) 候補地の応募申込書
- (5) 候補地の比較評価項目・基準・配点及び評価結果の補足
- (6) 先進地視察報告
- (7) 候補地の選定方法に関するパブリックコメント募集の結果
- (8) 候補地の選定方法に関する説明会の結果
- (9) ●市・●市・●町の推薦地に関する回答
- (10) 候補地の関係町内会組織への事前事業説明の結果
- (11) 候補地の現地調査報告
- (12) 周辺住民意見交換会の結果
- (13) 審査結果報告会の結果
- (14) 会議等開催経過
- (15) 施設規模の見込みについて
- (16) 同意書
- (17) 請願書・要望書
- (18) 用地検討に関する委員意見の概要
- (19) 意見書
- (20) ●市・●市・●町の財政状況
- (21) 組合広報紙の特集号
- (22) 用地検討委員会関係条例等
- (23) 用地検討委員会委員名簿

■ C市（長野県）：検討結果報告書

はじめに

第1節施設の整備概要

第2節建設候補地の公募

第3節建設候補地の公募結果

第4節建設候補地の選定

4-1 選定の進め方

4-1-1 資格判定・適性評価手順

4-2 建設候補地の資格判定

4-2-1 資格判定項目・基準

4-2-2 資格判定結果

4-3 建設候補地の適性評価（点数評価、記述評価、総合評価）

4-3-1 評価項目・基準

4-3-2 配点（重み付け）

4-3-3 評価結果

おわりに

※添付資料

1. C市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会設置要綱
2. C市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会委員名簿
3. C市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会開催経過
4. 新ごみ焼却施設建設候補地概要

■ D 組合（和歌山県）：答申書

①新ごみ処理施設建設候補地選定委員会名簿

②新ごみ処理施設建設候補地選定委員会要綱

③諮問文、確認等

【組合】新ごみ処理施設建設候補地の選定について（諮問）

【選定委員会】新ごみ処理施設建設候補地選定における諮問の内容について（確認等）

【組合】新ごみ処理施設建設候補地の選定について（再諮問）

【組合】新ごみ処理施設建設候補地の選定について【●地区の除外】

④各委員会の議事内容

⑤選定項目・評価基準

資料⑤－ 1 新ごみ処理施設建設候補地選定委員会決定

資料⑤－ 2 原案：管理者会提示

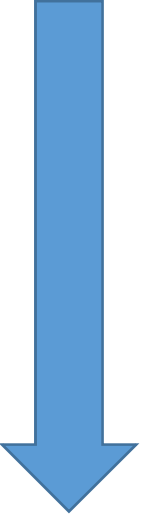
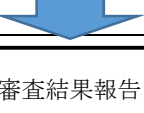
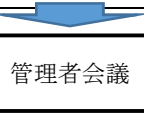
⑥ 1 次選定結果について

⑦ 2 次選定結果について

■ G組合（大分県）：比較検討調査報告書

1. ごみ処理施設建設用地選定委員会の設置趣旨について
 - 1－1 G組合ごみ処理施設建設用地選定委員会の設置趣旨
 - 1－2 G組合ごみ処理施設建設用地選定委員会設置要綱
 - 1－3 G組合ごみ処理施設建設用地選定委員会委員名簿
2. 新ごみ処理施設整備概要について
3. ごみ処理施設建設候補地のこれまでの経緯と概要について
 - 3－1 ごみ処理施設建設用地公募の経緯
 - 3－2 公募結果
 - 3－3 建設候補地の概要
4. ごみ処理施設建設用地選定の進め方
 - 4－1 建設用地の選定方法
 - 4－2 基本方針
 - 4－3 建設用地選定の進め方
5. 【第1段階】建設候補地の評価項目の設定
6. 【第2段階】建設候補地の比較・評価
 - 6－1 土地利用上の法規制からみた評価
 - 6－2 自然、社会、環境に係る立地特性からみた評価
 - 6－3 経済的条件
 - 6－4 合意形成
 - 6－5 建設候補地の評価まとめ
7. 【第3段階】建設候補地の総合評価
 - 7－1 4つの視点からみた候補地の比較評価
 - 7－2 総合評価

新施設建設候補地選定の流れ

候補地選定までの 流れ	新施設建設候補地選定委員会			
	開催回数	主な内容	開催時期	公開・ 非公開
審査基準の作成  審査基準の公表 (3月上旬予定) 資格判定審査  相対評価審査  審査結果報告  管理者会議  候補地決定  選定結果の公表	1 回目	- 委員の委嘱式、委員紹介（顔合わせ） - 新施設建設候補地選定について - 選定委員会の役割、審議事項について	1 0 月 2 5 日	公開
	2 回目	- 資格判定基準項目の検討 （各項目審査基準の考え方の整理） - 相対比較項目、評価基準等の検討 （評価方法、評価項目、評価指標の検討）	1 1 月 2 5 日	公開
	3 回目	- 資格判定基準項目の決定 - 相対比較項目、評価基準等の検討 （評価方法、評価項目、評価指標、点数配分の検討）	1 2 月 2 6 日	公開
	4 回目	- 相対比較項目、評価基準等の検討 （評価方法、評価項目、評価指標、点数配分の検討） - 評価結果の公表の検討	1 月	公開
	5 回目	- 相対比較項目、評価基準等の検討 （評価方法、評価項目、評価指標、点数配分の検討） - 審査基準の決定 - 選定評価結果報告書（骨子案）の検討	2 月	公開
	3 月 2 1 日（火）公募締め切り			
	6 回目	- 各応募用地の資格判定審査 - 相対評価による審査 - 選定評価結果報告書（案）の検討	4 月	非公開
	7 回目	応募用地の現地視察	5 月	非公開
	8 回目	- 相対評価による審査 （午前・午後に分け、一日で実施予定） - 選定評価結果報告書（案）の検討	6 月初旬	非公開
	9 回目		～中旬	非公開
	10 回目	- 総評および評価結果の確認 - 選定評価結果報告書作成	6 月末	非公開

建設候補地の資格判定審査基準の検討

1. 資格判定審査の方法と審査基準

審査方法：以下に示す資格判定基準のいずれの項目にも適合していること

	項目、考え方	審査基準（案）	相対比較審査における評価項目（案）
①	施設整備に必要な面積が確保できていること。 ・概ね 5.0ha の建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。	応募用地の面積が登記簿上で 4.5ha 以上あること。	○土地の形状・障害物（施設配置の自由度、建替用地の確保）
②	平坦地の造成が容易にできること。 ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間 ¹ が工事着工から 2 年以内を見込めること。	○敷地造成費
③	建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。 ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域	○地形・地質（土砂災害対策に関する規制区域） ○土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性（河川法、都市計画法、農振法） ○環境関連法規制への対応可能性（景観に関する規制区域）
④	ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電（6,600V））の確保ができること。 ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に 2016 年末時点で接続予定の計画区域に位置すること	○インフラ整備費（高圧受電、上水道整備）
⑤	大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能なこと。	対面交通が可能な 2 車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が 2.0km 以下であること。	○搬入道路整備費（搬入道路が接続する対面交通が可能な 2 車線以上の道路から敷地境界までの延長）
⑥	土質、地質条件が良好なこと。 ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。	地盤が軟弱な区域を定める基準 ² の内、以下の基準に適合しないこと。 ・地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域	○地質（軟弱地盤）

¹ 用地取得、各種許認可手続き（土地利用規制の解除、埋蔵文化財発掘調査等）、搬入道路建設等に要する期間は含まない。

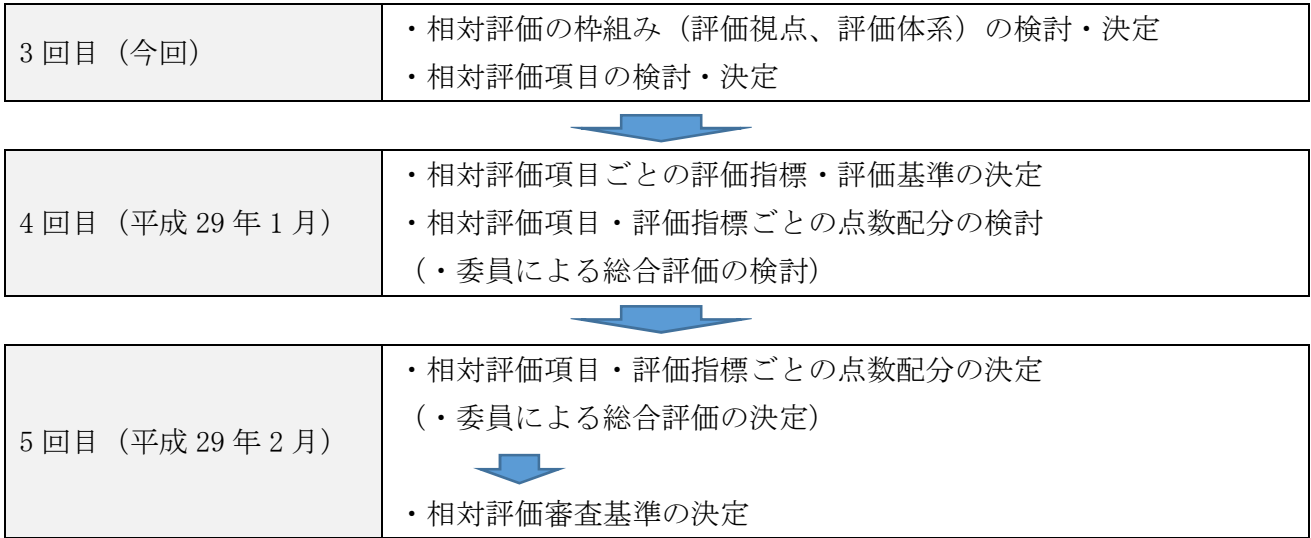
² 「地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準」（昭和 62 年建設省告示 第 1897 号）

①地耐力度が小さく不同沈下のおそれがある区域、②地震時に液状化するおそれがある砂質土地盤区域、③地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域（下表参照）

地盤種別	地盤特性	Tc
第 1 種地盤	岩盤、硬質砂礫層その他主として第 3 紀以前の地層によって構成されるもの又は地盤周期等についての調査もしくは研究の結果に基づき、これと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.4
第 2 種地盤	第 1 種地盤及び第 3 種地盤以外のもの	0.6
第 3 種地盤	腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね 30m 以上のもの、泥沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね 3 m 以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね 30 年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.8

建設候補地の相対評価審査基準の検討

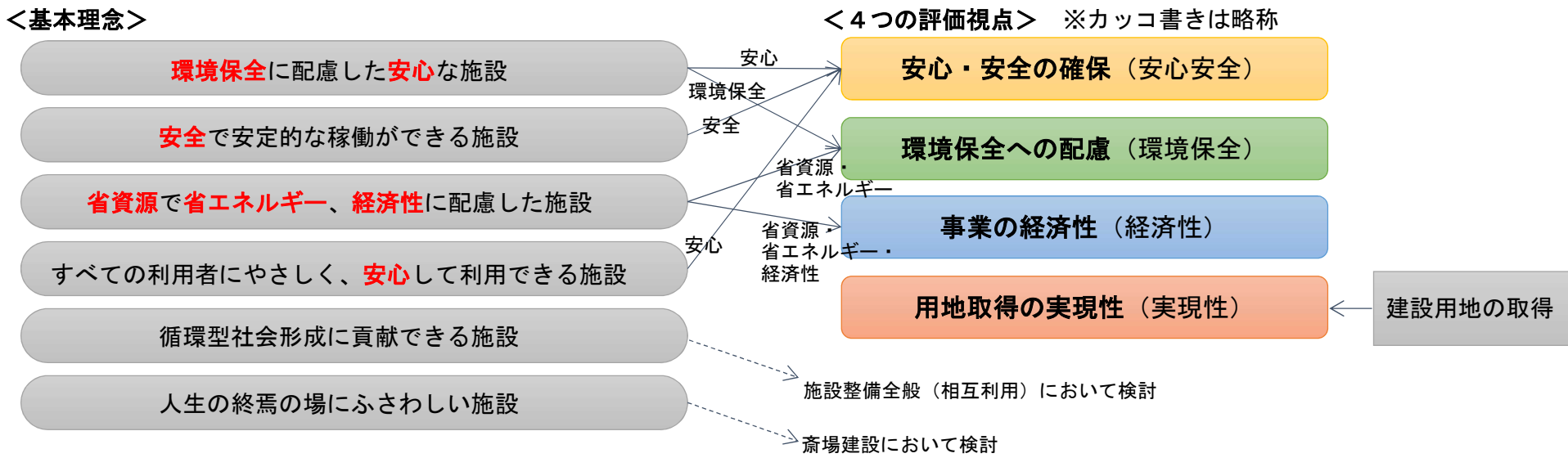
1. 検討の流れ



2. 相対評価の枠組み

1) 評価視点

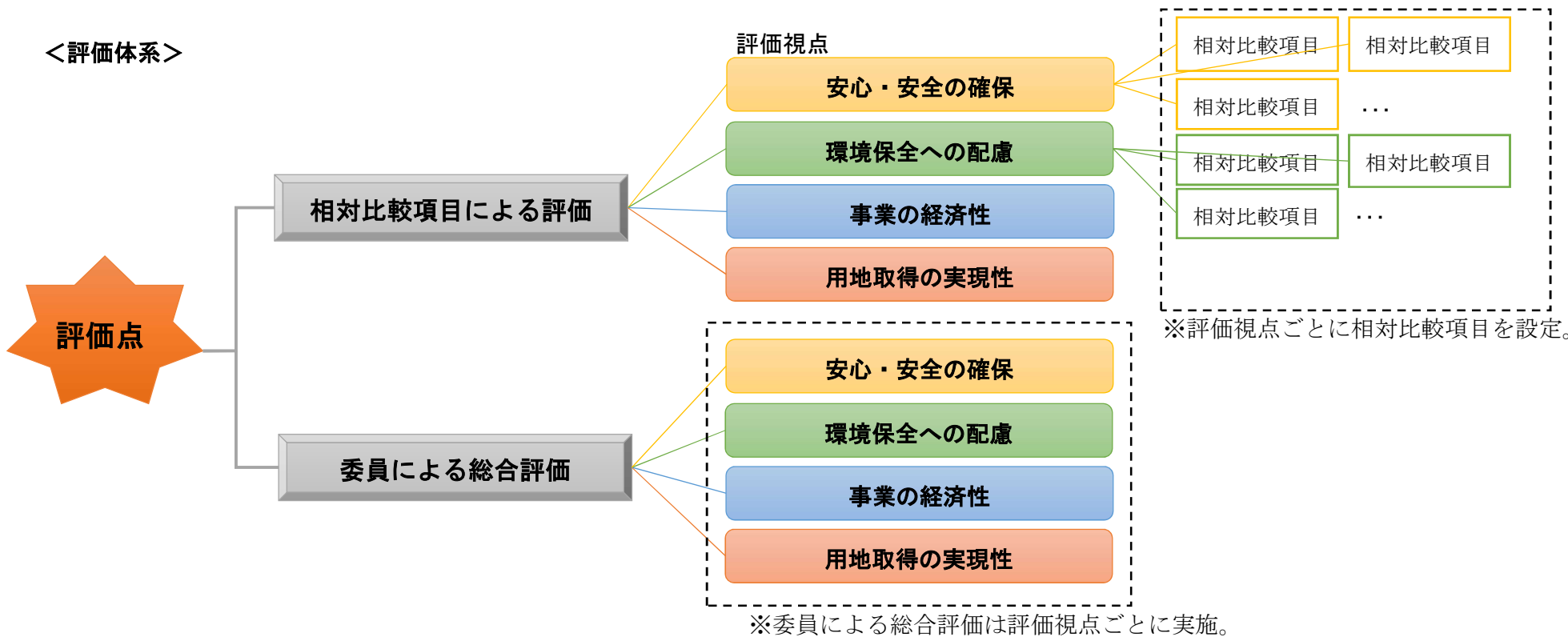
「湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項」で示されている施設の基本理念を踏まえて、「安心・安全の確保」、「環境保全への配慮」、「事業の経済性」の視点が重要と考えている。また、施設整備には用地取得が不可欠であり「用地取得の実現性」の視点も重要と考えている。
以上の4つの視点を軸として、相対評価項目を設定することとする。



2) 評価体系

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下、基本方針と言う。）では、相対比較項目ごとに評価を行い、その合計点で順位付けする方向であったが、現地視察（第7回委員会）等に基づく委員による総合評価を加味することとする。

- ＜委員による総合評価を加味することのメリット＞
- ・ 現地視察の結果を評価に反映できる。
 - ・ 相対比較項目では評価が難しい項目間の相互関係や全体的な視点での評価が反映できる。



2. 相対評価項目の選定

1) 基本方針で定めた評価項目の見直し

基本方針では、建設候補地として絞り込むための相対比較項目（案）として 17 項目が設定されている。

その後、廃棄物処理施設と斎場施設を同一の用地に立地することが決定されたことや、前ページで定めた評価視点を踏まえて、基本方針で設定された評価項目のうち、現状にそぐわないと考えられる項目を削除して、評価視点を見直す。

基本方針の評価項目（案）		見直した評価項目（案）		理由
		評価視点	評価項目	
環境保全	①住居密集割合	環境保全	①住居密集割合	
環境保全	②周辺諸施設との距離	環境保全	②周辺諸施設との距離	
環境保全 ・安全性	③土地利用の現況	環境保全	③土地利用の現況	
環境保全 ・循環型社会	④関連施設との距離	(削除)		廃棄物処理施設と斎場施設を同一の用地に立地することが決定されたため。
環境保全 ・経済性	⑤収集運搬の距離	経済性	④収集運搬の距離	
環境保全 ・経済性	⑥斎場施設への電力供給	(削除)		廃棄物処理施設と斎場施設を同一の用地に立地することが決定されたため。
環境保全 ・法的規制	⑦環境関連法規制への対応可能性（騒音、振動、悪臭等）	環境保全 ・安心安全	⑤環境関連法規制への対応可能性（騒音、振動、悪臭等）	
安全性	⑧地形・地質	安心安全	⑥地形・地質	
経済性	⑨将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性	安心安全	⑦将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性	
経済性	⑩両市との位置関係	(削除)		いずれの評価視点にも該当しないため。2 市を一体的に捉えることが適当と考えられるため。
経済性	⑪敷地周辺整備（道路・緑地帯の共有）	(削除)		廃棄物処理施設と斎場施設を同一の用地に立地することが決定されたため。
経済性	⑫施設の維持管理	(削除)		廃棄物処理施設と斎場施設を同一の用地に立地することが決定されたため。
法的規制	⑬建築物形状への制約の有無	安心安全	⑧建築物形状への制約の有無	
法的規制	⑭土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性	安心安全	⑨土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性	
処理効率性	⑮周辺他施設における車両通行状況	環境保全	⑩周辺他施設における車両通行状況	
用地取得実現性	⑯他市町との距離関係	実現性	⑪他市町との距離関係	
用地取得実現性 ・経済性	⑰用地取得の実現性	実現性	⑫用地取得の実現性	

2) 相対比較項目の選定

「1) 基本方針で定めた評価項目の見直し」で見直した評価項目のうち、評価基準が類似する項目を統合する他、他事例で広く採用されている項目や、第2回委員会でのご意見や資格判定審査基準の検討を踏まえた項目を追加して、以下に示す15項目25指標を相対比較評価項目として選定する。

No.	評価視点 (略称)	評価項目 (案)	評価指標 (案)	評価基準 (案)	根拠とする法令・資料 (案)
1-1	安心安全	⑥地形・地質	地形 (土砂災害)	応募地が土砂災害対策に関する規制区域に該当するか。	「滋賀県防災情報マップ」 ※土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所、砂防指定地
1-2			地質 (軟弱地盤)	応募地が液状化が予測される区域に該当するか。	「滋賀県防災情報マップ」 ※液状化危険度分布図
1-3			活断層 (地震)	応募地から活断層までの直線距離。	「新編日本の活断層分布と資料」 (東京大学出版会)、「活断層データベース」 (産業技術総合研究所)
1-4		⑦将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性 ⑧建築物形状への制約	土地の形状・障害物	施設配置の自由度が高いか。建替用地が確保できるか。	応募書類 施設配置案図 (事務局作成) ※地形や土地の形状を考慮して作成予定
1-5		⑨土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性 ⑤環境関連法規制への対応可能性 (騒音、振動、悪臭等)	河川法	応募地が河川法に基づく規制区域に該当するか。	河川法 「河川保全区域の指定」 (滋賀県告示) 「長浜土木事務所管内図」 (滋賀県)
1-6			都市計画法	応募地が都市計画法に基づく用途地域に該当するか。	「彦根長浜都市計画区域」 (米原市) 「山東伊吹都市計画区域」 (米原市) 「長浜市都市計画図」 (長浜市)
1-7			農振法	応募地が農振法に基づく農用地に該当するか。	農業振興地域の整備に関する法律
2-1	環境保全	①住居密集割合	最寄りの住宅までの距離	応募地から最寄りの住宅までの直線距離	住宅地図
2-2		②周辺諸施設との距離 ③土地利用の現況	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	応募地から最寄りの教育施設・医療福祉施設 (小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設) までの直線距離	住宅地図
2-3		⑩周辺他施設における車両通行状況	道路混雑の状況	搬入道路が接続する道路が混雑しているか。	一般交通量調査結果 (道路交通センサス)
2-4		③土地利用の現況 ⑤環境関連法規制への対応可能性 (騒音、振動、悪臭等)	景観	応募地が景観に関する規制区域に該当するか。	「滋賀県景観計画」 (滋賀県) 「長浜市景観まちづくり計画」 (長浜市)
2-5			自然環境	応募地が自然環境保全に関する規制区域に該当するか。	自然公園法 ※自然公園 都市計画法 ※緑地、公園、風致地区 鳥獣保護法 ※鳥獣保護区等 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ※生息・生育地保護区 滋賀県自然環境保全条例 ※緑地環境保全地域
2-6		埋蔵文化財	発掘調査の有無	応募地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか。	「滋賀県遺跡地図」 (滋賀県教育委員会)
3-1	経済性	④収集運搬の距離	収集運搬の距離	応募地までの収集運搬距離。	市ごとの走行量 (人口重心から応募地までの距離) × 車両台数 (年間計画処理量から計算) の合計
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費	「平成28年度財産評価基準書 路線価図」 (国税庁)
3-3			敷地面積	応募地の面積	応募書類
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費	概算費用 (事務局試算)
3-5		インフラ整備費	搬入道路整備費	搬入道路が接続する対面交通が可能な2車線以上の道路から応募地までの搬入道路の延長。	搬入道路ルート案図 (事務局作成) ※地形や集落等の分布を考慮して作成予定
3-6			高圧受電整備費	整備する高圧送電線 (6600V) の延長	
3-7			上水道整備費	上水道整備費。地下水利用の可能性。	水道事業位置図等
4-1	実現性	⑫用地取得の実現性	土地所有者数	応募地の土地所有者数。	応募書類
4-2			地域の合意状況	応募自治会総会における合意状況。	応募書類
4-3		⑪隣接市町との距離	隣接市町との距離	応募地から隣接市町までの直線距離。	
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募地から隣接自治会までの直線距離。	
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	搬入道路整備に周辺自治会を通過する必要があるか。	搬入道路ルート案図 (事務局作成) ※地形や集落等の分布を考慮して作成予定
計	4 視点	15 項目	25 指標	—	—

備考) 評価項目の番号は、前ページの「見直した評価項目 (案)」の番号と対応。

建設用地の公募に係る相対評価項目について

<他事例の相対評価項目・基準>

No.	地方 公共 団体名	施設概要	相対評価の配点（項目・基準の数）	項目間の 重み付け	評価項目・基準
1	A 組合	ごみ焼却施設 (156 t / 日) リサイクル施設	■2 次審査・・・減点評価 生活環境の保全：-35 点（4 項目） 自然環境等の保全：-25 点（3 項目） 法規制：-25 点（5 項目） 地盤の安定性：-15 点（2 項目） ■3 次審査・・・加点評価 周辺住民の理解・協力：40 点 経済性：30 点 地域社会貢献：30 点	有	■2 次審査 【生活環境の保全】 ・地域住民の日常生活への影響（住宅、学校等、病院等） ・地域景観への影響 【自然環境等の保全】 ・里地里山の保全　・生物多様性の保全　・地球温暖化防止 【法規制】 ・航空規制　・埋蔵文化財包蔵地　・農用地区域 ・生産緑地地区　・用途地域の適合 【地盤の安定性】 ・液状化予測地域　・地形の状況 ■3 次審査 ・周辺住民の理解・協力（意見集約方法、情報把握の正確さ、理解の深さ、誘致意欲、賛成の程度、継続協議の可能性、同意書） ・経済性（用地取得費、基盤整備費、30 年分の運搬収集費から収益費用を差し引いた額（概算事業費）） ・地域社会貢献（地域活性化への寄与）
2	B 市等	ごみ焼却施設	参考要素：15 点（5 項目） 基本要素：35 点（7 項目） 重要要素：50 点（5 項目） ＋特筆すべき事項があれば記述評価	有	【参考要素】 ・水源地からの距離　・景観　・埋蔵文化財　・抵当権等 ・近隣の住宅・施設（学校、病院、福祉施設）までの距離 【基本要素】 ・土地の地質及び地形　・造成空間の確保 ・地域振興策の内容　・地域振興策の経済性 ・平均運搬距離　・交通量　・アクセスのしやすさ 【重要要素】 ・災害区域等　・地下水量の確保　・地元の理解度、協力 ・インフラ整備（整備費・整備期間）　・農用地区域
3	C 市	ごみ焼却施設 (80～130 t)	土地利用：14 点（4 項目） 環境保全：27 点（6 項目） 防災性：21 点（5 項目） 経済性：16 点（3 項目） 合意形成：24 点（6 項目）	有	【土地利用】 ・地質　・都市計画区域　・農振・農用地区　・その他法令 【環境保全】 ・水源　・湧水　・希少動植物　・幹線道路　・運搬距離 ・周辺地域住宅・事業所数　・景観 【防災性】 ・土地利用　・切土・盛土量　・防災区域　・地震対策 ・危険施設 【経済性】 ・発掘調査　・コスト（敷地造成、ライフライン） ・用地取得 【合意形成】 ・地権者数の多寡　・権利解除の難易度 ・地元住民への周知　・住民意見の集約 ・周辺地域への周知　・他市町村との協議
4	D 組合	ごみ焼却施設 (65t/日) リサイクル施設	社会的条件：20 点（9 項目） 施設建設の条件：30 点（7 項目） 経済性条件：30 点（7 項目） ※「経済性条件」は 7 項目の個別評価ではなく、全体的にみて満点 30 点で評価	有	【社会的条件】 ・土地利用条件　・公共施設の状況 ・運搬の安全性（道路状況）　・住宅の状況　・景観 ・文化財保全　・植生自然度　・鳥獣保護区 ・防災関係（災害危険箇所） 【施設建設の条件】 ・運搬効率　・住民の利便性　・電気　・水道　・排水 ・開発の余地（余熱利用施設のスペース） 【経済性条件】 ・用地取得費　・用地造成費　・取付道路整備費 ・施設建設費　・整備費（電気）　・整備費（水道） ・整備費（排水）

備考）赤文字は、本審査における相対比較項目（案）（資料 4-1 参照）に記載がある項目を示す。

No.	地方 公共 団体名	施設概要	相対評価の配点（項目・基準の数）	項目間の 重み付け	評価項目・基準
5	E 組合	ごみ焼却施設 （115t/日） リサイクル施設	土地利用上の法規制状況：25 点（4 項目） 自然、社会、環境に係る立地特性：25 点（10 項目） 経済的条件：25 点（6 項目） 合意形成：25 点（3 項目）	有	【土地利用上の法規制状況】 ・自然環境法規制 ・防災関連法規制 ・土地利用計画法規制 ・その他 【自然、社会、環境に係る立地特性】 ・地形地質 ・動植物 ・景観 ・人と自然との触れ合い活動の場 ・既定計画との整合 ・環境保全上特に配慮すべき施設 ・地域の歴史・文化的特性 ・住宅の立地状況 ・水の確保に伴う環境への影響の程度 ・施設建設に伴う環境への影響の程度 【経済的条件】 ・施設・進入道路配置の可能性 ・用地購入費・用地造成費・施設建設費 ・進入道路建設費 ・電力供給 ・収集運搬効率 ・候補地における施工の容易性・建設期間 【合意形成】 ・地域の合意形成状況 ・地権者の同意 ・まちづくりプラン
6	F 組合	ごみ焼却施設 （154 t /日） リサイクル施設	安全・安心の確保：18 点（6 項目） 環境への配慮：18 点（6 項目） 計画的な財政運営：21 点（7 項目） 合意形成：9 点（3 項目） ＋以上を 80 点満点に換算した上で、委員評価（20 点満点）を加算	無	【安全・安心の確保】 ・活断層との関係 ・地盤の軟弱強度 ・災害関連法の指定の有無 ・その他危険地域の設定の有無 ・住宅との位置関係 ・教育・医療福祉施設との位置関係 【環境への配慮】 ・農業振興地域指定状況 ・都市計画区域の指定状況 ・道路混雑度 ・地域性緑地等の指定状況 ・重要な動植物等の生息状況 ・指定文化財、埋蔵文化財の有無 【計画的な財政運営】 ・敷地面積 ・敷地の形状 ・障害物の有無 ・造成費及び用役整備費 ・用地取得費 ・道路整備費 ・収集運搬効率 【合意形成】 ・土地所有者 ・地域における合意状況 ・近隣市までの距離 【委員評価】 ・上述の各項目の重要度や項目間の相互関係等から評価

備考）赤文字は、本審査における相対比較項目（案）（資料 4-1 参照）に記載がある項目を示す。

<本事業における相対審査評価項目（案）と他事例における評価項目との対応>

No.	評価視点 (略称)	評価項目（案）	評価指標（案）	評価基準（案）	他事例における評価項目への採用状況 ^{※1} (○：相対評価、△：資格審査)					
					A 組合	B 市等	C 市	D 組合	E 組合	F 組合
1-1	安心安全	⑥地形・地質	地形（土砂災害）	応募地が土砂災害対策に関する規制区域に該当するか。	○	○	○△	○△	○	○
1-2			地質（軟弱地盤）	応募地が液状化が予測される区域に該当するか。	○		○			○
1-3			活断層（地震）	応募地から活断層までの直線距離。	△		△		○	○
1-4		⑦将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性 ⑧建築物形状への制約	土地の形状・障害物	施設配置の自由度が高いか。建替用地が確保できるか。	△	△	○△	○	○	○
1-5		⑨土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性 ⑤環境関連法規制への対応可能性（騒音、振動、悪臭等）	河川法	応募地が河川法に基づく規制区域に該当するか。			△		○	
1-6			都市計画法	応募地が都市計画法に基づく用途地域に該当するか。	○	△	○	○	○	○
1-7			農振法	応募地が農振法に基づく農用地に該当するか。	○	△	○	○	○	○
2-1	環境保全	①住居密集割合	最寄りの住宅までの距離	応募地から最寄りの住宅までの直線距離	○	○	○	○	○	○
2-2		②周辺諸施設との距離 ③土地利用の現況	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	応募地から最寄りの教育施設・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）までの直線距離	○	○	○	○	○	○
2-3		⑩周辺他施設における車両通行状況	道路混雑の状況	搬入道路が接続する道路が混雑しているか。		○				○
2-4		③土地利用の現況 ⑤環境関連法規制への対応可能性（騒音、振動、悪臭等）	景観	応募地が景観に関する規制区域に該当するか。	○	○	○	○	○	
2-5			自然環境	応募地が自然環境保全に関する規制区域に該当するか。	○△	○△	○△	○△	○	○△
2-6		埋蔵文化財	発掘調査の有無	応募地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか。	○	○	○	○	○	○
3-1	経済性	④収集運搬の距離	収集運搬の距離	応募地までの収集運搬距離。	○	○	○	○	○	○
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費	○		○	○	○	○
3-3			敷地面積	応募地の面積						○
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費	○		○	○	○	○
3-5		インフラ整備費	搬入道路整備費	搬入道路が接続する対面交通が可能な2車線以上の道路から応募地までの搬入道路の延長。	○	○	○	○	○	○
3-6			高圧受電整備費	整備する高圧送電線（6600V）の延長	○	○	○	○	○	○
3-7			上水道整備費	上水道整備費。地下水利用の可能性。	○	○	○	○	○	○
4-1	実現性	⑫用地取得の実現性	土地所有者数	応募地の土地所有者数。			○		○	○
4-2			地域の合意状況	応募自治会総会における合意状況。	○	○			○	○
4-3		⑪隣接市町との距離	隣接市町との距離	応募地から隣接市町までの直線距離。						○
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募地から隣接自治会までの直線距離。						
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	搬入道路整備に周辺自治会を通過する必要があるか。						
計	4 指標	15 項目	25 指標	—	18	15	19	15	19	21

※1：評価基準が類似する場合も含む。
（例）①住居密集割合について、A 組合・B 市等・D 組合・F 組合は最寄りの住宅までの距離、C 市は戸数、E 組合は距離及び戸数で評価。